



TRADE UNION ADVISORY COMMITTEE
TO THE ORGANISATION FOR ECONOMIC
COOPERATION AND DEVELOPMENT
COMMISSION SYNDICALE CONSULTATIVE
AUPRÈS DE L'ORGANISATION DE COOPÉRATION
ET DE DÉVELOPPEMENT ÉCONOMIQUES



ITUC INTERNATIONAL TRADE UNION
CONFEDERATION
CSI CONFÉDÉRATION SYNDICALE
INTERNATIONALE
CSI CONFEDERACIÓN SINDICAL
INTERNACIONAL
IGB INTERNATIONALER
GEWERKSCHAFTSBUND

グローバル危機への対応：G8 首脳の間すべき役割

北海道洞爺湖サミットに向けた労働組合声明 2008 年7月

目次

- I. 概要 (§ 1-7)
- II. 拡大する経済・金融危機への対応
 - － ディーセントワークを支える景気回復措置 (§ 8-17)
 - － 金融市場規制：労働の側面 (§ 18-20)
 - － 政府系ファンド規制 (§ 21-22)
- III. 公正な分配を政策の中心に (§ 23-30)
- IV. 開発途上国へのコミットメントの遂行
 - － G8 諸国に求められる公約実行 (§ 31-33)
 - － 食品価格高騰がもたらす人道的危機への対応 (§ 34-36)
 - － 開発とディーセントワーク (§ 37-40)
 - － 教育：G8 の公約の履行 (§ 41-43)
 - － 貧困削減と公衆衛生戦略との連携 (§ 44-50)
- V. グローバル化の社会的側面の構築 (§ 51-52)
 - － 企業の社会的責任と OECD 多国籍企業行動指針 (§ 53-58)
 - － ハイリゲンドラム・プロセス (§ 59)
- VI. 気候変動への取り組み：気候変動問題解決のカギとなるグリーンジョブ (§ 60-69)
- VII. 核拡散防止と軍縮に向けた努力 (§ 70-72)

15, rue La Pérouse - 75016 Paris - France
Tel: +33 (0)1 55 37 37 37 - Fax: +33 (0)1 47 54 98 28 - tuac@tuac.org - www.tuac.org

Bd. du Roi Albert II, 5, Bte 1, B - 1210 Bruxelles Belgique
Tel. +32 (0) 2224 0211 Fax +32 (0) 2201 5815 E-mail info@ituc-csi.org <http://www.ituc-csi.org>

I. 概要

1. G8 サミットの重要議題である「気候変動」「開発とアフリカ」は、世界の労働運動にとっても依然として中心的課題となっている。われわれは、多くの国が過去の公約を実行していない中、G8 の場で行ったコミットメントは遂行されるべきだと主張する。
2. G8 首脳が一堂に会すのは、米国の住宅ローン市場を根源とする金融危機がグローバル経済に及ぼす影響が表面化している最中のことである。米国が 1930 年代以来の最も深刻な経済危機に陥っており、この危機が景気後退を招き世界全体の成長を鈍化させていることはきわめて明らかである。ILO は、この金融危機に関連した経済的混乱により、失業者数は許容しがたいほどにまで増えると警告している。これによって、ただでさえ不足しているディーセントワークがさらに減ることになる。前例がないほどの燃料および商品価格の高騰と、これによる途上国での食料危機によって、状況はいっそう悪化している。
3. G8 首脳は、相互に絡み合った今回の危機に対し、グローバルガバナンス・システムを通して効果的に対応する必要がある。労働組合は、各国の金融相と中央銀行総裁が、これまでの対策を超えた世界的な行動を起こすべきだと訴えてきた。労働組合は、IMF が提案したように、金融緩和と財政政策による下支えを含め、各国政府が協調して対応するよう求めている。G8 首脳は、経済、金融、労働担当の各大臣と中央銀行とが協調して行動することで危機の伝播を防ぐとともに、その対策の焦点を雇用の質的向上と量的拡大、グローバル資本市場の透明性確保と効果的規制にあてるべきである。
4. 米国といくつかの G8 諸国では、平均賃金が前回の景気後退前の水準に回復していない中で景気が減速し始めた。賃金の伸び悩みと労働者世帯の購買力の低下は、間違った政策の結果であり、それ自体が住宅ローン危機を招いた家計貯蓄の減少と返済不可能な借金膨張の大きな要因でもあった。金融の規制緩和によって、減少する収入の穴埋めとして、人々は住宅を担保にして借入を膨らませた。労働分配率の長期的低下と賃金格差の増大が、世界経済成長の特徴的現象になった。所得の分配に基づいた持続可能な成長ではなく、過剰な借入と甘いルールによる資産バブルが進行した。
5. 賃金の低下と不平等の拡大は G8 諸国だけの問題ではない。途上国と新興諸国の景気見通しは G8 諸国より明るいとはいえ、経済状況が悪化したことによって、ILO が指摘したディーセントワークの欠如はいっそう深刻化するだろう。また今年の食料品価格の高騰(国連によると 57%の上昇)によって、G8 サミットでの開発問題の討議はいっそう切実なものになった。世界各地での飢餓の深刻化をみれば人的被害は明らかであり、カリブ海諸国やアフリカでは食糧暴動まで発生している。G8 首脳は、食料品市場での投機対策や、最貧層への緊急支援の拡大といった当面の緊急措置と合わせ、持続可能な食料品生産の拡大や世界貿易の改革といった中期的対策についても合意しなければならない。ドーハ開発アジェンダを、実際に経済的、社会的開発につなげることが不可欠である。さらに G8 諸国政府は今回のサミットを機会として、「開発援助の増大とミレニアム開発目標の達成」というグレンイーグルズ・サミットでの公約実現のために、なにをなすべきかを明らかにすべきである。
6. 気候変動対策という難題を、雇用創出と持続可能な開発のための機会に変えることが、今サミットの中心的議題になるべきである。グリーンジョブの創出は、経済問題を部分的に解決すると同時に、気候変動対策を発展させる方法にもなる。G8 諸国は、各国の気候変動戦略について社会パートナ

一と協議し、共同行動をとるための仕組みを立案して、これに参加すべきである。また途上国へのリソースとクリーン技術の移転も実行しなければならない。

7. 以上をまとめ、われわれは G8 首脳に対し、議論を通じて以下のことを確認するよう求める。
 - 一 世界の金融危機が雇用に与えるマイナスの影響を払拭し、ディーセントワークを支えるために各国政府が協調行動をとること。(§ 8-17)
 - 一 プライベートエクイティや政府系ファンドも含め、金融市場に対して効果的規制を実行すること。(§ 18-22)
 - 一 関連するあらゆる政策分野での「公正監査」の促進など、拡大する不平等に対する取り組みを推進すること。(§ 23-30)
 - 一 食料品価格高騰を引き金とした飢餓と貧困の拡大に対する緊急対策をとること。(§ 31-36)
 - 一 ディーセントワークの創出、開発援助の公約の実行、HIV・エイズ患者への普遍的治療の提供を含めた教育および公衆衛生対策などを通じ、ミレニアム開発目標を達成すること。(§ 37-50)
 - 一 2007 年サミットでの成果、つまり「グローバル化の社会的側面、および企業の義務と社会的責任に対する効果的アプローチの構築」に関する取り組みを前進させること。(§ 51-58)
 - 一 ハイリゲンドム・プロセスに労働組合を効果的に関与させること。(§ 59)
 - 一 気候変動の緩和、および「グリーンジョブ」への公正な転換という課題の発展に向け、世界各国の一体的取り組みを確保すること。(§ 60-69)
 - 一 核兵器廃絶に向けた取り組みの一部として多国間の核軍縮と不拡散を強めること。(§ 70-72)

II. 拡大する経済・金融危機への対応

ディーセントワークを支える景気回復措置

8. G8 主要国は深刻な景気減速と景気後退リスクに直面しており、すでに燃料と食料品価格の高騰で打撃を受けた 2008 年の世界経済の見通しは、いっそう不透明になっている。過去 12 カ月間に経済成長予測は楽観論から警戒論に転換した。2007 年はじめに米国の住宅ローン市場をめぐる金融危機として始まった事態が、夏には OECD 諸国全体の信用収縮に拡大し、年末には世界的な景気減速を招くに至った。影響は米国と OECD 圏が最も深刻であるが、燃料、食料、商品の価格上昇の影響が拡大するなか、途上国への余波も見逃せない状態である。成長と雇用への打撃が避けられないのはすでに明らかである。「規制を受けず制御不能になった金融市場と、ディーセントな労働を提供すべき実体経済における金融ニーズとが、ますますかけ離れていることが露呈されつつある」というのが、現在の状況に関する労組の見解である。

9. 2008 年春までの段階で、米国サブプライムローン危機の影響は 2 つの面で表れている。米国内への影響としては 200 万以上の労働者家族が自宅から追い出され、さらに 1,000 万人以上が住宅資産で赤字を抱えている。つまり住宅ローン債務が住宅の時価を上回っている。こうした家計の破綻は消費者と企業の心理を冷え込ませ、失業者が増大し、本稿執筆時点で米国は景気後退の数値が更新されるのを待つばかりである。国際的な影響としては、サブプライムローン危機は信用デリバティブ市場の崩壊につながった。この市場は過去 10 年間に当局の規制を受けずに拡大してきた。G8 全

体で家計と企業向け貸し出しが引き締められている。その直接の影響として、金融市場に対する人々の信頼度がかつてないほど低下している。

10. G8 内に定着した構造的な経常収支と為替相場の不均衡(とくに米国とユーロ圏)、そして新興国との不均衡は、危機を深めると思われる。サブプライムローン市場の崩壊後、大きな打撃を受けた銀行と金融機関は、新興国が積み上げたドル資金と政府系投資ファンド(SWFs)の投資拡大による資本増強を必要とした。だが、そこには手荒い調整が起きる危険性がある。つまり、米国の長引く不安定性に直面して、ドルから他の通貨に資金が一举に逆流する危険性である。

11. 景気悪化のリスクは、エネルギーと商品価格の上昇によるインフレ圧力の増大で、いっそう深刻化している。原油価格はついに1 バレル 100ドルを超えた。2003 年以来、OECD 諸国の原油需要は1 日 400 万バレル程度で安定しているが、同じ時期に非 OECD 諸国の需要は倍増し、2007 年には1 日 1,100 万バレルに達した。OECD によると、1 バレル当たり 10ドルの原油価格の上昇は、2008 年の OECD 各国の国内需要を 0.2%押し下げる。食料価格の上昇は先進国の労働者の収入を圧迫しているが、途上国の人々は壊滅的な打撃を受けている。

12. 2007 年末時点に各国中央銀行が実施した金融対策は不十分なことが明らかになった。中央銀行による資金注入やバラバラの利下げだけでは、銀行への信頼を回復し、信頼が置け、尊重され得る金融市場システムを再構築するには足りない。OECD 各国政府は、規制の対象外となっている銀行の簿外投資主体、ヘッジファンド、プライベートエクイティ、さらには債務担保証券などの金融商品の拡大に対して、これを放置した場合のコストがどれだけになるかを考えるべきである。

13. 構造的な不均衡の是正のためには、新興国の経常黒字を教育、社会保障、医療、正規の民間産業や農村開発など、国内の長期の生産的投資に回すべきである。財政刺激策の目標を十分な総需要創出に置き、実体経済の成長を牽引する雇用、賃金、家計の可処分所得の増大を促すべきである。

14. G7 の金融相は、中低所得者層への支援を含めた広範囲で多様な需要政策に向けて、協調的な戦略を立案しなければならない。今回の景気減速は、後述するような目標を絞ったインフラ整備事業と、不平等是正や環境改善に向けた対策を前進させるよい機会である。

15. 米国の場合、中低所得労働者の所得の引き上げ、失業給付などの社会的安全網の強化、教育と交通に対する連邦政府の積極的な歳出を組み合わせた総合的対策が必要である。ブッシュ大統領による 1,500 億米ドルの減税のような、富裕層と企業を対象とした減税措置の効果はきわめて疑わしい。

16. 日本の場合、長く続いたデフレの重荷からの回復途上にあるが、ほとんど輸出だけに頼っている現在の成長要因を、国内需要に転換すべきである。実質賃金の引き上げが極めて重要であり、家計支出を促す財政政策でこれを補完すべきである。

17. EU の場合、加盟国が個別に実施している財政政策の調和をはかることで、成長へのマイナス要因に対処すべきである。現在は各国の財政政策がバラバラの方向に実施された結果、その効果が

相殺されるという好ましくない事態になっている。ユーロの対ドル相場が持続不可能な水準にまで達している現在、利下げの根拠を再検討すべきである。

金融市場の規制：労働の側面

18. 現在の雇用危機を引き起こした金融危機の根本原因は、金融機関による過剰なレバレッジを促した金融市場の無責任な規制緩和、資産価格バブル、不透明な「ストラクチャード(仕組み)商品」を装って不良債権を輸出した金融イノベーションにある。この不透明なシステムは、金利と債務不履行水準が低い場合に限って機能した。これが崩壊したのは、2006 年末に米国住宅市場が最初に下降した時点であった。世帯および企業の資産における真の信用リスクは実体経済の良好な運営の基本であるが、ストラクチャード商品を扱う企業の関心事ではなかった。そのため、労働者の年金基金を含む投資家が、自分は何を買おうとしており、どのような事態に遭遇するのかについて理解することは不可能であった。その結果、信用リスクおよび損失がどこにあるかはっきりしないことにより、金融市場への信頼が失われていった。銀行間貸出市場は機能を停止する一方、OECD 諸国を拠点とする銀行は時価評価額で 2007 年に 5,700 億ドルを、2008 年第 1 四半期に 3,370 億ドルを失った。ヘッジファンドは自らの不透明性が幸いして一定期間傷つかなかったが、現在は相次いで崩壊している。さらに心配なことに、大手信用保証会社の格付け評価が下がることが見込まれるので、これに端を発して、これら保険グループが保証する推定 2 兆 4,000 億ドルの社債が一般的に格下げされる可能性がある。その結果生じる「借入れによる資金調達」が実体経済に課すコストは史上かつてない規模にのぼる恐れがある。特に、OECD 全体で何百万人も労働者を雇用している重債務のプライベートエクイティ会社がかつてもこうした影響にさらされている。

19. 各国政府は、また、実効性ある規制的対応によってこうした危機の再発防止を担保すべく積極的に行動しなければならない。過去 1 年の中央銀行による金融面の対応は前向きなものだが、十分には程遠い。OECD 各国政府は公共一般の信認を回復するため、信用融資活動および機関の規制と監督の両方を改定し、再構築のための国際協力を加速させるよう確約しなければならない。G8 首脳会議は、こうした国際協力の刷新を推し進め、金融・銀行部門が実体経済の資金調達ニーズを充足させるという自らの公共目的を達成するよう確認すべきである。

20. 各国政府はまた、プライベートエクイティによる最近の相次ぐ企業買収が雇用に及ぼす影響、そしてプライベートエクイティ・グループの使用者責任の問題にも焦点を当てなければならない。もっと広い文脈では、こうした論議を呼んでいるビジネスモデルが、確立されている労働者の権利を保護する既存の法律や規制にどのように適合しているのかを各国政府は見直すことを確約すべきである。英国およびフランスにおいて、プライベートエクイティの傘下にある労働者はそれぞれ 100 万人を超えていると推定されている。米国だけで推定 1,000 万人に達している。労働組合は、プライベートエクイティに対する公正な課税、透明性、ガバナンスを要求してきた。プライベートエクイティが呈する規制上の課題において最も重要なものは、ディーセントな賃金と年金、団体交渉、結社の自由、情報や協議に対する労働者の権利などである。プライベートエクイティの意思決定は、傘下の各企業レベルで行われることはめったになく、それゆえ従来の法制や労働法制に負託されている権限の枠外にある。プライベートエクイティ体制の下では労働法制も一筋縄ではいなくなっている。米国では、AFL-CIO (米国労働総同盟・産別会議) が連邦議会に対し、株式上場会社に適用するものと同じ社会ルールに基づいて運営することをプライベートエクイティに義務付けるよう求めた。欧州では ETUC (欧州労連)

が、労働者との協議および「既得権」に関する EU 指令がプライベートエクイティに適用されていない分野をいくつか明らかにした。日本では連合が、2006 年の厚生労働省による調査後、プライベートエクイティ・ファンドの場合のような、一企業でかなりの比率の株式を所有する投資ファンドを対象とした使用者責任に関する法律を強化するよう求めた。プライベートエクイティ体制下で労働者の既得権を保護するという使用者責任の法的側面を再検討することは、OECD 全域を通じ極めて重要な課題となっている。

政府系ファンド規制

21. 政府系ファンド(SWF)の成長は OECD 圏と新興国との長く続き、また拡大している構造的不均衡の産物であり、これによって世界の資産保有のあり方が変わった。ヘッジファンドとプライベートエクイティが資産運用業界の主流にのし上がったのと同様、政府系ファンドも短期間のうちに世界の資産保有番付の上位に駆け上がり、長年その座を占めてきた OECD 各国の年金基金を押し出した。だが SWF の投資と統治方針については、ほとんど知られていない。メディアで報道されることは包括的な情報には至っていない。しかし、SWF の統治自体への監視を強める必要がある一方で、投資資金を実体経済に還流させるため、ヘッジファンドやプライベートエクイティ企業などの金融仲介への規制についても、同様に検討すべきである。

22. 経常収支の不均衡に関して IMF が出した警鐘を踏まえ、政府系ファンドが積み上げた巨額の資金については主要新興諸国との幅広い政策論議の中で検討すべきであり、G8 がこれを促進すべきである。OECD と IMF には、政府系ファンドとその母国および投資先国との指針を策定する手段と専門能力がある。ただし、OECD 以外の国のファンドだけに焦点をあて、政府系ファンドとつながる幅広い投資主体を無視するのは誤りである。労働組合は G8 各国政府に次のことを求める。

- 必要とされる新興国との対話に政府系ファンドの役割を組み込み、各地域間の成長格差の是正に向けた財政政策と予算方針の調和について話し合うこと。
- 政府系ファンドが提起する投資政策と規制の問題を、ヘッジファンドやプライベートエクイティなどの規制の弱い他の投資主体の問題も含めて検討すること。
- OECD 多国籍企業行動指針、国営企業の企業統治に関する OECD ガイドライン、および年金基金の統治や資産運用に関連した OECD ガイドラインの共同実行について対話する。

Ⅲ. 公正な分配を政策の中心に

23. グローバル化が雇用、労働市場、賃金に与える影響に加え、不十分な国内再配分政策が、国内外での不平等を拡大する主要因になってきた。国連開発計画(UNDP)の「人間開発報告書」¹によると、データが入手できた世界の 73 カ国のうち、世界人口の 5 分の 4 が暮らす 53 カ国で、過去 20 年間に所得格差が拡大したと報告されている。われわれは G8 に対し、所得の公正な分配と機会の平等が政府の政策の中心に確実に位置付けられるようにすることを求める。手始めに、G8 諸国の関連省庁および関連国際機関すべての経済・社会政策が所得分配と社会的公正に及ぼす影響について評価すべきである。これにより「公正監査」という形態が確立するであろう。ジェンダー一面の不平等に

¹ UNDP Human Development Report 2007/2008 and 2005

も効果的な取り組みが必要である。世界 63 カ国のデータを分析すると²、女性労働者の賃金は男性労働者よりも平均で 16%少ないのである。

24. 先進諸国では、離職した肉体労働者および非肉体労働者の両方が、失業期間の長期化や、再雇用の場合の大幅な賃金カットをしばしば経験している。同時に、競争圧力、税裁定、拠点の移転や当該の操業国からの「撤退」という脅しを振りかざし、企業は労働組合との交渉において力を強めている。

25. 多くの国々では、政府の政策により、(これまでの)力の均衡が労働者に対して不利な方向に崩されてきた。これは、労働市場の規制緩和、社会保障制度の切り下げ、高所得者・企業に対する減税、勤労福祉制度に関する政策の副作用など、雇用促進改革政策と喧伝されている政策を通じて行われた。このような一方的な労働市場改革は長い間、IMF によって提唱されてきた。これらは OECD の刊行物『成長に向けて (Going for Growth)』³に反映されているが、OECD 雇用戦略改訂版⁴に示されている根拠では疑問視されている。世界銀行も毎年の「Doing Business」の発行で規制緩和に焦点を当てることにより、働く男女から基本的な労働・社会面の保護を剥奪することを促す最前線に立っている。経済成長とグローバル化から恩恵を受ける人数の減少は、社会的結束に対する脅威となるだけに留まらない。適切な政策対応がなければ、自由貿易に対する懐疑が生じ、ひいては「グローバル貿易や投資に障壁を設けるべき」という提案に支持が集まりかねない。効果的な社会保障制度の再建と発展、およびすべての労働者に対する労働市場保護の適用は、単に社会的に必要なというのではなく、市場が機能する上で不可欠な要素なのである。

26. グローバル化の恩恵の平等な分配と、より多くの良質な雇用の創出を、政府の政策の最優先課題にしなければならない。失業と闘うためには、マクロ経済政策や社会政策と、政労使の社会対話を土台とした団体交渉制度との足並みを揃える必要がある。

27. さらに、雇用の不安定性や不安を緩和するためには積極的な労働市場政策が必要で、ディーセントワークの要件に則した十分な所得、基本的保護、そして所得と技能を向上させる機会を提供すべきである。雇用保護、特に余剰人員解雇の事前通知は、「硬直性の象徴」としてではなく、削減対象の労働者が別の生産的な働き口を見つけるための準備を可能にするものとみなすべきである。

28. 累進課税制度に加え、ターゲットを絞った社会支出、広範な団体協約の労働者適用、政府の規制または社会パートナー間の団体交渉を通じて合理的に設定された最低賃金は、労働市場の最低ラインを決め、賃金格差のさらなる拡大を防ぐために重要である。

29. 発展途上国、先進国を問わず、世界中の全ての女性男性を対象とした、改善され、質の高い普遍的な社会保護制度は、経済変化のプロセス全体を通じ、労働者に雇用保障を与えるために不可欠である。社会保護制度に投資することで、各国は生産性向上と技術革新を促すことができるのである。

² “The Global Gender Gap” International Trade Union Confederation 2008 (『グローバルなジェンダー格差』)

³ “Going for Growth” OECD 2008 (『成長に向けて』)

⁴ “OECD Employment Outlook – Boosting Jobs and Incomes” 2006 (『OECD 雇用アウトック：雇用と所得の増大』)

30. 最も大切なのは、先進国政府が教育制度に投資し、技能水準を向上させる必要性である。生涯学習に投資するという過去のコミットメントを実行に移すことは G8 各国政府の利益に適っている。また、発展途上地域の教育、職業訓練、技能開発に投資を集中することは、先進国および発展途上国相互の利益となる。時間の経過とともに、こうした投資は今日の世界の不均衡に取り組むうえで最も重要な要因の一つとなる可能性がある。これらの不均衡の結果、(国境を越えた)人の移動が生じている。グローバル経済においては移民と人の流動性の増大が見込まれるが、非合法、搾取的、不安定な形態の移民は、各国社会に倫理的課題を突き付け、失業を増大させ、社会的結束を脅かす。移民政策は移民の権利に基づくものでなければならず、また、送出国および受入国の両方における教育、訓練、技能開発の施策が含まなければならない。

IV. 開発途上国へのコミットメントの遂行

G8 諸国に求められる公約実行

31. 北海道サミットは、カレンダー上、ミレニアム開発目標を達成するための中間点で開催される。2002 年、カナナスキスの G8 サミットで政府は、アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD) を支持して、アフリカ行動計画を採択した。この行動計画には、平和と安全、経済統治と企業統治のためのキャパシティービルディング、人権、OECD 贈賄防止条約の実施強化をはじめとした汚職と闘う手段、貿易と投資、教育、HIV/AIDS、農業生産性の向上、水資源管理のためのコミットメントが盛り込まれている。G8 首脳は「途上国が、すべての児童に対する普通初等教育と、少女の教育機会への平等なアクセスを実現するのを支援する。われわれは 2 国間援助を大幅に増額することに合意する…」と述べた⁵。

32. 2005 年のグレンイーグルス G8 サミットでは、さらなる約束が行われ、ドナーは、債務帳消し、AIDS 犠牲者の治療に対する普遍的アクセス、最貧国のためのワクチンの提供、政府開発援助の倍増および開発経済に関する革新的な方法論の導入に焦点を当ててアフリカとの新たなパートナーシップに同意した。しかし、G8 首脳陣が何度会合を重ねても、これらのコミットメントのほとんどは実行されてこなかった。2007 年は G8 諸国の大半が開発援助額を減らし、OECD 開発援助委員会のメンバー国の ODA 総額は実質 8.4%減の 1,037 億ドルとなった。その結果、総国民所得に占める ODA の比率は 2006 年の 0.31%から 2007 年の 0.25%に縮小した。ここから債務救済額も減少することが予測されるが、OECD は「全体として、大半の資金拠出国は援助額の増大という公約実現の見通しが立っておらず、2010 年に設定した目標を達成するには、前例のない援助の増額が必要になる」と述べている⁶。

33. ミレニアム開発目標(MDGs)を達成するには、依然として、G8 諸国の側に優先順位に関する根本的な転換が必要な状況にある。ほぼ 15 億の人々が依然として安全な飲料水へアクセスできないでいる。4000 万の大人と子どもが HIV/AIDS に感染し、AIDS とマラリアの発生という苦しみに世界はさらされ続けている。7700 万の子どもたちが初等教育を受けられず、その数の 10 倍以上である 7 億

⁵ 2002 年カナナスキス・サミットでの議長集約声明

⁶ OECD 開発援助委員会の 2007 年 OECD に関するデータ (2008 年 4 月 4 日)

7100 万の大人が読み書きできない。このため、労働組合は、これまでのコミットメントを果たすよう政府に求めるとともに、これらのコミットメントを果たすために取られてきた措置、そして今後取られるであろう措置について報告するよう求める。

食品価格高騰がもたらす人道的危機への対応

34. ミレニアム開発目標達成に向けた最優先課題として、食料品価格高騰による人道的危機が発生しつつある。多くの途上国で飢餓がふたたび広がりつつあり、食糧暴動がハイチからアフリカ諸国へと拡大している。食料品価格上昇の背景には、人口増大による食料需要の増大があるが、バイオ燃料生産による破壊的影響も明確になりつつある。主要な食料品輸出国での収穫量の減少と投機的資金の流入が相まって、過去 1 年間に食料品価格は 57% 上昇した。

35. G8 諸国がリーダーシップを発揮して、この人道的危機に迅速に対応しなければならない。最貧国は食料品の輸入量が減っているにもかかわらず、輸入穀物に支払う代金が 2008 年 7 月までに 35% 上昇するため、これらの国に対する援助を増額すべきである。さらに G8 諸国はバイオ燃料生産への転換に伴う環境、社会、経済への影響調査を全面的に実施すべきである。

36. 今回の危機は貿易交渉見直しの機会でもある。世界貿易機関(WHO)のドーハ・ラウンドでは、先進国が途上国に約束した食料の安全保障、農産物輸出への補助金の廃止、綿花を含む農産物向け国内補助金の大幅削減などを履行しなければならない。途上国に対して、農業分野での潜在的利益の代わりに非農産品市場の開放(NAMA)による損失を押し付けたり、経済、雇用および将来の産業発展にもマイナスになる関税削減の圧力をかけるべきではない。途上国に対しては、各国の発展段階に応じて、現在テーブルに載せられているよりもいっそう大きな係数や柔軟性を認める必要がある。これはディーセントワークを推進し、国内開発の優先課題のために十分な政策的余地を確保するためである。サービス貿易に関する一般協定(GATS)交渉において、公共サービス、規制の権利、基礎的財貨への普遍的アクセスの権利を守るための具体的措置を講じるべきである。交渉のすべての分野で、現在の提案がディーセントワークに与える影響を全面的に調査し、併せて EU の経済連携協定の影響にかかわる懸念についても調査することが緊急に求められている。

開発とディーセントワーク

37. G8 政府は、ODA を増額するというコミットメント、とりわけ、2004 年の 250 億ドルから 2010 年に 500 億 US ドルへとアフリカへの援助を倍増するというコミットメントを尊重しなければならない。しかしながら、最近の数値が援助の落ち込みを示し、目標が達成されるかどうか不確実な中で、予測が立たないために開発援助の効果が弱まっている。ドナー機関と援助受入国は、彼らの裁量にゆだねられる援助の実際量が分からなければ活動計画を立てることもできない。今までの援助は、求められていたレベルにはるかに及ばない。たとえ 2010 年に向けて拠出額が再び増えたとしても、それで十分であるとは思えない。G8 の幾つかの加盟国(アメリカ、日本、カナダ)では、2010 年時点での開発援助額が国民所得の 0.3 パーセントにも達しないだろう。このため G8 諸国は、志を高くして、国連の勧告に沿って 2010 年までに国民所得の 0.7 パーセントを途上国への援助として割り当てるべきである。これらの公約は、2008 年末にドーハで開催が予定されている国連の「モンテレー合意の実行見直しのための開発資金に関するフォローアップ国際会議」で最終的に決定されなければならない。

38. さらに多くの援助額と債務救済が、必要である一方で、分配効果を考慮しないまま、さらに大きな成長と投資のために政策を立てても、貧困と闘うには依然として不十分である。開発援助は、ディーセントワークの創出に基づく「貧困削減に資する経済成長」をどのように支援するかに焦点を当てるべきである。ILO によれば、1 日 2 ドルで生活する労働者は、2006 年には 13 億 7000 万人に達した。多くの途上国で労働者は、保護のないインフォーマルな労働か、質の低い自営労働を受け入れざるを得ない。インフォーマル部門で雇用されている多くの労働者は、フォーマル部門でも雇用されているが、十分に生活できるだけの収入を得ていない。これらの労働者とその家族を貧困から救い出すために、政府は企業とともに、ディーセントジョブに投資すべきであり、すべての市民に労働と社会的保護を確実に保証する投資をすべきである。

39. サハラ以南のアフリカの状況は、引き続き深く憂慮すべきである。ILO の推定では、1 億 5100 万人以上が 1 日 1USドル相当しか収入がなく、2 億 3500 万以上が 1 日わずか 2 ドル相当しか稼いでいない。貧困を削減するための持続可能な唯一の道は、自由に選択できる雇用、職場での権利、社会的保護、社会的対話を包摂するディーセントワークを生み出すことである。働く貧困層の約 60 パーセントが女性であるため、この点は、とりわけジェンダーの視点から見て重要である。ハイリゲンダムサミットで G8 首脳陣によって強く支持されたディーセントワークは、すべての多国間機関の共通目標となるべきであり、ドナーによる開発援助プログラムの中心に据えられるべきである。

40. 「援助効果にかかるパリ宣言」は、援助活動を改革するうえで重要な手段となるだろう。しかしながら同宣言は、主に、政府間関係と途上国における国家レベルの行為主体の能力改善に焦点を当てている。宣言は、市民社会組織の役割も労働組合の役割も考慮していない。労働組合が途上国のパートナーを支援するのを、G8 諸国は全力をあげて後押しすべきである。さらに、援助効果は、ディーセントワーク、人権、ジェンダーの平等といったより広範な開発目標と切り離すことはできない。過去のワシントン合意に基づいて、援助を紐付きにすることや条件を課すことはするべきではない。むしろ適切な統治を奨励し、開発への道筋の選択肢を広げることに基礎を置くべきである。宣言の実施状況を検討するために、本年後半にガーナのアクラで開催予定の(援助効果向上)ハイレベルフォーラムは、宣言の有効性を問う重要な試金石となる。

教育: G8 の公約の履行

41. 1999 年に G8 サミットで「ケルン憲章:生涯学習の目的と希望」が承認されてから今や 9 年が経過した。その後の一連のサミットで、憲章の重要なポイントが再確認され深められてきた。2000 年に日本の沖縄で開催された G8 サミットにおいて、G8 は、途上国においてすべての人々への教育に資金を提供し、それを維持することを明確かつ明示的に誓約した。G8 諸国は、「ダカール行動枠組み」を支持し、次のように述べた。「われわれは、万人のための教育の達成に対して真剣にコミットしたいかなる政府も、この枠組みの達成を資源の不足によって妨げられることはない、としたわれわれのコミットメントを再び確認する」。ケルンコミュニケでの「人々への投資」に対するコミットメントは、2005 年のグレンイーグルズコミュニケで再確認された。

42. 進展しているという証拠は、依然としてわずかしかない。目標と達成の間に受け入れがたいギャップが立ちだかっている。しかも重要ポイントの殆どはそのような状況にある。G8 憲章は「生涯学習

への投資に対する更なるコミットメント」を呼びかけ、「すべての人々が学習や訓練へのアクセスを持つべきである」と述べた。それから 8 年後、公共投資の水準が停滞するか、あるいは減少しさえしている国もある。憲章では、使用者と労働者を代表する組合の双方が支持できるような成人の技術習得を目指している。しかし、主として投資不足のせいで、ひどくゆっくりとしか実施されていない。

43. 沖縄では、G8 首脳は、2015 年までにあらゆる国での普遍的な初等教育を、また、2005 年までに教育におけるジェンダー平等という目標を達成するよう支持すると誓約した。主要機関による「万人のための教育」モニター報告書によれば、ほとんどの国で 2005 年のジェンダー平等のベンチマークは達成されず、2015 年の目標を達成する見通しも難しくなっている。(アフリカに焦点を当てた)2005 年グレンイーグルズサミットは、「より良い教育、教員の増員、新たな教育施設へ、より多くの資金を投資する」という G8 首脳陣のコミットメントを再確認した。今こそ、これらの公約実現に向けて行動すべきであり、われわれは G8 諸国に対し、途上国の教育制度への投資を確約するよう求める。これは「グローバル・ニューディール」並みの規模で実行すべきである。

貧困削減と公衆衛生戦略との連携

44. 毎年 1 億人を超える人々が病気と障害のために絶対的貧困に陥っている。よって 2008 年の G8 においては、医療へのアクセスの拡大とより良い予防と治療の提供が焦点の一つとならねばならない。これを実現するためには、世界中で、とりわけ貧しい国々において、公共医療サービスを強化するとコミットメントがなされねばならない。2007 年のハイリゲンダムでの G8 では、ミレニアム開発目標の 4、5、6(「乳児死亡率の削減」「妊産婦の健康の改善」「HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止」)を実現し医療制度を強化することで、2010 年までにアフリカの HIV/AIDS に対する予防・治療・ケアと支援への普遍的アクセスを達成できるよう支持することを再確認したが、これらすべてのコミットメントに対して約束された全財源は、このうちたった1つのコミットメントを実現するのに足りない。

45. G8 の信頼を取り戻すためには、既存のコミットメントの実現に対する失地を回復しなければならない。もっとも深刻な病気に取り組むには強力な財政的コミットメントが必要である。とりわけサハラ以南のアフリカでは、マラリアと HIV/AIDS による死亡者数——とくに子どもと女性——が世界で最も多い。世界人口の特定部分が、適切な治療とケアにアクセス出来なかったり、その費用を支払えないために極度な貧困に陥る状況をとどめるために、医療制度強化のための財源確保も優先しなければならない。「貧困削減戦略」や「中期的支出枠組み」を忠実に実行する諸国にとって、「援助効果にかかるパリ宣言」のコンディショナリティ(融資条件)は、この健康危機の緊急性を反映しており、医療制度の発展や強化の障害となっている。

46. 病気やケガの影響を確認・評価する世界保健機関(WHO)のプログラムは、WHO 内部で、また各国レベルで、保健関連省庁とのみならず、財務、貿易、開発さらには労働、社会問題分野と、さらに統合を強めるべきである。医療についての意志決定は、持続可能な開発との関連で、また、経済・社会・環境計画立案と協調して行われなければならない。各国政府は、健康状態や医療提供、栄養面での前進を経済・社会指標とリンクさせる国連の「国別持続可能開発戦略」(NSDS)を実行すべきである。世界銀行や他の金融機関に対しては、NSDS を支持・強化し、ILO・WHO・UNAIDS と協力することを奨励すべきである。それにより、健康の保護が人的資本・経済成長・生産性の発展に寄与し、強力な健康プログラムの確立に必要なコストを相殺できる程度の相乗効果を生み出す結果となる。

47. 世界の抱える病気の 24%は環境要因によるものであるから、公衆衛生は、OECD や UNEP の活動とリンクされるべきである。また気候変動、旱魃や洪水とかかわる水ストレス、廃棄物汚染、強制移住、人口移動といった他の深刻な脅威と公衆衛生とを関連づける行動ともリンクされるべきである。職業病や労働災害の根本的原因に対しては、これらを公衆衛生の促進と結びつける職場レベルでのイニシアティブによって対応しなければならない。ガンの 13%が、職業的要因によるものである。各国政府は、労働衛生・公衆衛生面での活動を、アスベストやカドミウムなど特定化学物質の禁止や残留性有機汚染物質 (POPs) 排出の削減に向けた新たなコミットメントで補完するようすべきである。これらは EU の「REACH」指令の成果をふまえて実行すべきである。

48. 政府は、労働組合と使用者間の共同パートナーシップを促進すべきである。労働衛生と AIDS に関する職場での共同イニシアティブを促進・強化し、医療従事者のための WHO プログラムとリンクさせねばならない。雇用する医療従事者の数を増やし、彼ら自身の健康を守ることで医療制度の能力を構築するための行動が特に必要である。政府は、WHO の「労働者の健康のための (10 年間) 行動計画」の実行を強化し、ILO による OHS (労働安全・衛生規格) 関連規約やプログラムを批准すべきである。

49. G8 は、政府・財界・市民社会・全医療関係者内でのステークホルダーを国内レベルで参加させ、健康・疾病問題へのアクセスについて、モニタリング、実施、そして明確な目標設定を促すべきである。「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」は、その国別調整機構の中に労働組合が直接代表参加することを奨励すべきである。UNAIDS とそのパートナーから教訓を学び、健康と福利を促進するうえで市民社会が特定の役割を果たしていくように促さなければならない。

50. 過去 3 年間、労働組合は、G8 に対して、HIV/AIDS に関してハイレベル作業部会を設立するよう要求してきた。昨年、議長国ドイツが AIDS に関する G8 の目標達成に関する初の報告書を提出して、実質的な進展が見られた。目標が明確であり、その実現のための具体的手段が存在するので、今や、こうした報告が毎年行われ、本課題に関する G8 の将来的戦略を提供する道が開かれるようになった。G8 メカニズムは、UNAIDS や他の機関から技術支援を得て、こうした検討プロセスを監督する付託を受け、以後の G8 サミットに対して将来の行動を勧告すべきである。

V. グローバル化の社会的側面の構築

51. グローバルユニオンは、「グローバル化は、人々に機会を提供するものの、マイナスの影響が現れるとともに、『格差』をもたらし得る」と強調したハイリゲンダムサミットでの G8 のコミットメントを歓迎した。G8 首脳は「職の移行を成功させ」、「国際労働基準を効率的に促進し遂行するとともに、社会的保護を推進すること」が課題であるとしている。さらに、「各国政府、国際機関ならびに社会的パートナーは、この課題に取り組む役割を担っている」と強調している。

52. 社会的保護に関しては、「社会的保護の多くの側面は、貧困と戦い、社会経済発展を促進するうえで極めて重要」であるとの明確な認識が存在し、少なくとも基本的サービス分野については「より広範な保証を促進する」ために技術協力活動の強化を支援するとのコミットメントがなされている。また、

新しい要素として、「WTO 加盟諸国や関連国際組織が ILO と緊密に協力して、国際的に承認された中核的労働基準の遵守と実行を促進する」よう要請し、各国政府が、「二国間貿易協定において、デューセントワーク、とりわけ中核的労働基準を十分に考慮に入れる」よう呼びかけた。この原則は、2006 年 7 月の国連経済社会理事会や 2008 年 2 月の国連社会開発委員会で国連加盟国が採択した結論において、さらなる支持を受けている。今こそこれらの成果をもとに事を進めなくてはならない。G8 会合が G8 諸国やそれ以外の各国の市民から信頼を得るためには、これまでに行ったコミットメントに基づいて行動することが不可欠である。したがって、われわれは G8 首脳陣に対し、ドレスデンでの結論および引き続き新潟での合意を実施するために G8 諸国、国際機関、社会パートナーがとった行動に関し、十分な報告を行うよう求める。これらの報告は、イタリアで開催される 2009 年労働大臣会合で発表するべきである。

企業の社会的責任と OECD 多国籍企業行動指針

53. 2007 年の G8 ハイリゲンダムサミットおよびドレスデンの G8 労働大臣会合は、グローバル化の社会的側面を発展させるための重要な足がかりをもたらした。G8 の労働大臣はドレスデンで、今進んでいるグローバル化における社会的側面の形成に対し、政府と企業は重要な貢献が可能であると述べた。正確には、「人権と労働基準を履行し、向上させるのは主として政府の任務である」と強調した。同時に、企業に対しては、これ以上を求めた。CSR の国際的枠組みを与えるものとして、ILO 多国籍企業宣言、OECD 多国籍企業行動指針、国連グローバル・コンパクトが挙げられた。また各企業とグローバル・ユニオンで交渉中の「国際的枠組協定」の役割についても注意を喚起した。G8 労働大臣は、G8 とその他の国の企業に対しても、OECD 多国籍企業行動指針を遵守するよう強く促した。また、新興経済および発展途上国の政府に対しても、同ガイドラインに込められた価値や基準に賛同するよう訴えた。さらに、多国籍企業ガイドラインの普及を積極的に支援し、同ガイドラインの国内窓口 (NCP: National Contact Points) を通じてより優れたガバナンスを推進することを約束した。

54. ドレスデンの G8 労働大臣会合における企業の義務に対するこうした前向きな文言は、ハイリゲンダム宣言にも反映されている。OECD 多国籍企業指針の NCP 改善への言及は、発展途上国、新興経済諸国に対するガイドラインへの賛同と同様、特に大切である。これらのメッセージは重要であり、フォローアップを行うべきである。

55. 企業の自主的な行動だけでグローバル化の社会的側面に対応するのは限界があることを踏まえ、各国政府が規制の面で決定的な役割を果たし、グローバルなレベルでのより良い統治を確立する必要がある。最優先すべきは、ILO が規定しているように、労働者の権利を保護し強化することである。労働者の中核的権利が尊重され、労働者が自由に労働組合を結成できれば、これは不平等の拡大を食い止める解決策の重要な柱となる。労働者の中核的権利は、すべての国際機関や地域機構の全政策分野に適用される国際的ベンチマークとならなければならない。前者には IMF、世界銀行、OECD、WTO、国連などが、後者には ASEM や APEC などが含まれ、G8 諸国は、このうちの少なくとも一つに加盟している。OECD 諸国はこのベンチマークを適用しなければならない。

56. 法的拘束力のある規定に加えて、各国政府には自国で操業する企業の社会的責任を改善するうえで果たすべき重要な役割がある。その手段としては、法の支配の履行、透明性やグッド・ガバナンスの促進、さらには腐敗との闘いや健全な労使関係のための法的枠組みの提供が考えられる。G8

各国政府は、国内および国際レベルでの全政策分野において国際労働基準、労働組合の認知、良好な労使関係を支援し、これらを損なうことないようにすることで、自ら見本を示すことができる。また、これまで遵守してきた文書を完全に履行しなければならない。OECD 多国籍企業行動指針に対するコミットメントは、労働組合や他の関係者が参加する NCP が効果的に機能しなければ無意味となってしまう。G8 諸国の中でさえ、看過できない数の NCP が書類上でしか存在せず、本来の機能を果たしていない。各国政府は、ドレスデン G8 労働大臣会合で為されたコミットメントに則し、行動指針違反の申し立てに対する NCP の適切な調査が確実に行われるようにしなければならない。すべての NCP に対する実績評価は、OECD 多国籍企業行動指針の実施メカニズムの有効性を高めるために何を改善すればいいかを示す上で役に立ち得る。各国政府は特に、輸出信用や投資保証といった公的資金を受け取る企業に OECD 多国籍企業行動指針を遵守させるべきである。

57. G8 各国政府は、「国境を越えた投資において、OECD 多国籍企業行動指針を遵守することがグローバル化の社会的側面を形成するために重要である」ということについて G5 諸国(中国、インド、ブラジル、南アフリカ、メキシコ)を納得させなければならない。行動指針の利点を周知させるため、各国政府は発展途上国に特別の注意を払いながら、より多くの資源を費やして普及に努めるべきである。

58. 責任ある企業行動に関するハイレベル円卓会議が 2008 年 6 月、OECD と ILO の共催で開かれる予定であり、新興国と発展途上国も積極的にこの会合に参加することが重要である。OECD と ILO との覚書拡大版は、現在進められている作業のたたき台として役立つ可能性があり、今後数ヶ月以内に着手すべきである。

ハイリゲンドラム・プロセス

59. 新たな形態の主題主導型ハイレベル対話として、G8 はハイリゲンドラム・プロセスに合意し、主要新興国・発展途上国と G8 とのより実質的な対話のためのフォーラムを提供し、さまざまに異なる 13 カ国の閣僚会議の定期的開催につなげていくこととなった。イノベーション、投資と企業のアカウンタビリティ、エネルギー効率に重点が置かれる。OECD は、エネルギーの効率的運用面で重要な組織である IEA(国際エネルギー機関)の支援を得て、提唱されるこの新対話プロセスのプラットフォームを提供するようにとの要請を受けた。上記はいずれも労働組合が大きな関心をよせる課題である。ハイリゲンドラム・プロセスでは、労働組合の効果的な参加と、その意見の反映を確保しなければならない。

VI. 気候変動への取り組み:気候変動問題解決のカギとなるグリーンジョブ

60. グローバルな労働運動は、現状を放置した場合、気候変動は世界の年間産出量の 5%の損失に匹敵するコストを全体として発生させ、それが恒久的に続くと認識している。リスクと影響を幅広く考慮すれば、実際の損失は世界の産出量の 20%強になる可能性がある。反対に、温室効果ガスの排出量を削減して最悪の結果を回避する、すなわち 2050 年までに排出量を 85%削減した場合、そのコストは世界の年間産出量の 1%にとどまる。それゆえすべての政府は、これらの目標を達成するため、排出量削減に必要な行動をとらなければならない。その際は、「共通だが差異のある責任」という原則に基づき、各国の排出量削減行動は、各国の経済・社会発展の度合いに左右されるものとなる。気候変動対策は経済活動と雇用に変化をもたらすが、そうしなかった場合の人間社会と世界経済、そ

して持続可能な雇用の見通しに対する影響は破壊的なものになるであろう。

61. ただし排出削減の政策は、各国間だけでなく国内の世帯間での所得分布にも影響を及ぼす。一般に低所得世帯は、所得からエネルギー関連に支出する割合が高い。したがって温室効果ガス排出の有料化や、燃料補助金の撤廃など、エネルギー価格を引き上げる政策による影響も大きい。われわれは各国政府に対し、これらの社会的問題に焦点をあてた政策手段を通じて、所得分布と雇用に関する懸念を払拭するよう求める。また排出権取引など気候関連の他の経済的手段も幅広い政策パッケージの一部とし、気候変動対策のコストを公平に分配するための社会的政策と組み合わせるべきである。

62. 持続可能な雇用に対し政策枠組みを確立すべきである。これには次を含むべきである。①エネルギー節約および保全、②再生可能エネルギーおよび新エネルギー源の開発、③炭素隔離技術、④変化の影響を被る労働者に対する「公正な移行」のための政策である。また、労働者およびその代表に対し、持続可能な生産を担保するための事業に積極的に従事する権利を付与する「グリーンな職場」アジェンダも必要である。われわれが G8 サミットに対し、新潟での G8 労働大臣会合におけるこの課題の討議をふまえ、雇用創出と気候変動対策との相乗作用を生じさせるよう要請する。これには、雇用と気候変動との強い連関を打ち立てるため、自国や国際機関において政労使による対話プロセスを構築すべきとの勧告も含めるべきである。

63. これを次の活動によって支えなければならない。すなわち、エネルギー供給の代替策やエネルギー効率の高い建物の建設をはじめとする主要部門内の「グリーンジョブ」の推進やそこへの投資、また、交通形態、農業生産、食料体系管理、そして産業全体のグリーン化への転換をはかることである。国連環境計画(UNEP)、ILO と労働組合の参加による研究⁷の発表結果によれば、グリーンジョブには雇用創出の潜在能力がある。投資は雇用移行を支援しなければならない。具体的には、技術移転政策、職業訓練、成人教育、補償、政策立案に関する社会対話のための枠組み構築などである。同様に、適切な金融手段を用いた社会的資金調達を通じて経済多様化をはかる全体的努力の一部とならなければならない。気候変動に脆弱なインフラ、特に水と保健を強化するための公共投資が必要である。途上国については、国際的な資金調達によって支援をしなければならない。

64. 雇用促進は、低炭素経済を実施に移すための各国アプローチとつなげるべきである。その手段として、一括輸送におけるようなエネルギー節約/効率政策、あるいは住宅部門の新照明システム設置や改修がある。また、風力、太陽光、地熱といった持続可能なエネルギー源、バイオマスおよび小水力エネルギーのいくつかの形態、クリーン石炭や先進車両技術への投資につなげなければならない。さらに、雇用面を考慮に入れなければならないケースとしては、発電所での二酸化炭素捕捉・貯留のために新しく登場している技術の導入を計画するケース、表層の貯留層への二酸化炭素隔離、ならびに伐採削減や植林・保全耕うんの増加による森林および土壌への炭素隔離を行うケースがある。

⁷ “Green jobs, Towards sustainable work in a low carbon world”. World Watch Institute for UNEP, ITUC and ILO, 2008. (『グリーンジョブ：低炭素世界における持続可能な労働に向けて』)

65. 現行の排出量削減政策の社会的影響、特に発電、エネルギー集約的および化石燃料関連産業、航空および道路輸送の雇用に関するものについて理解を深め、雇用の混乱を予測し、緩和するために役立てなければならない。望ましくない社会的影響を望ましい影響へと変える排出量削減戦略の立案に資する調査をしなければならない。特に、ジェンダー平等、貧困削減、全体的な生活の質の改善に焦点を当てることが重要である。

66. 雇用の移行と「グリーンジョブ」促進は、政府間機関の行動になくなくてはならない要素とすべきである。こうした行動には、国連の「国別持続可能な開発戦略」、「持続可能な生産および消費」、OECDの「環境保全成果レビュー」(Environmental Performance Review)、ILOのディーセントワーク国別計画、気候変動に関する国連枠組条約(UNFCCC)交渉などがある。これらは、貧困削減、社会および公正面の目標達成、十分な報酬や社会保障のある雇用創出、労働安全衛生の確保にも資するよう担保すべきである。

67. 公共サービスには、教育、公衆衛生、輸送、エネルギー供給などで人間としての基本的なニーズを提供し、変化を支援する役割があることを大いに強調すべきである。気候変動対策に伴う移行政策には、高度な能力をもった人材と研究者や技術者の再訓練が必要なため、政府はベストプラクティスの推進役になれる。G8は、他の省庁による気候変動対策を雇用への影響や技能訓練と結びつける上でリーダーシップを発揮できる。こうした活動は、UNFCCCの国別報告と評価の対象に組み入れられるべきである。とくに、バリ行動計画のうち、持続可能な開発の促進とニューデリー行動計画の実施に対するマנדートに関するものについて留意すべきである。

68. 京都議定書を遵守する努力の結果として生じかねない潜在的な社会的悪影響を防止、回避、あるいは緩和するための移行計画では、各国の協議枠組みがその土台となり得る。例えばスペインでは、全国および部門レベルで政労使による社会対話が、この目標に向けて邁進するために有用であることが分かり、影響を受ける労働者への対策も明らかとなっている。また、同国を温室効果ガス排出量の削減に向かう軌道にも乗せた。英国では、持続可能な開発労働組合諮問委員会(TUSDAC)が、持続可能な開発および気候変動を含む環境問題に関する政労間の協議フォーラムとして設立された。フランスでは環境グルネル(Grenelle de l'Environnement)懇談会が刷新され、環境措置をめぐる合意形成に必要な討議のための(労働組合を含む)マルチ・ステークホルダー対話が設けられている。

69. 各国政府は、貿易政策の中でも気候変動対策と雇用との結びつきを強めることができる。自らの生産体系内で炭素排出量削減コストを内部化する諸国は国境調整メカニズム(すなわち関税)を必要とするかもしれない。このようなメカニズムが発展途上国に影響を及ぼす場合に限り、そこから生じる収入を発展途上国におけるグリーン技術の導入または気候変動影響への適応に使うための対策が必要となる。発展途上国が気候変動自体の影響に加え、新たな負担を引き受けなくてもいいように、調整メカニズムには差異を設ける必要がある。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)のルールを変更し、クリーン技術を開発する途上国の能力をさらに高めるべきである。物資の輸送と汚染産業の途上国への移転に伴う真のコストを内部化することによる影響も詳しく調査すべきである。各国政府は、自国の貿易、環境、社会担当大臣と共同で調査と開発に取り組むべきであり、その際、OECD開発援助委員会の貧困と環境に関するネットワークが現在進めている作業の統合的アプローチを参考にすべきである。

Ⅶ. 核拡散防止と軍縮に向けた努力

70. 日本で開催される G8 は、広島・長崎への原爆投下を想起し、核不拡散・軍縮協定の多国間枠組み強化の決定的重要性を熟慮する格好の場である。国際労働運動は、全ての国連加盟国が責任を果たすべきことを求め、彼らが、核不拡散条約(NPT)遵守を確約し、あるいはそうした確約を再確認し、包括的核実験禁止条約(CTBT)とそれに付随する監視メカニズムの早期発効を確実なものとするよう要請する。

71. 現在の地政学的状況においては、数多くの安全と平和への脅威が存在する。そのなかには、あまりにも多くの諸国が自国の外交と安全保障政策にとって必要不可欠とみなす、コストのかかる、行きすぎた防衛システムの構築が含まれる。今日、少なくとも 8 カ国が核兵器を保有し、十分な射程範囲を保証する配備力を保持している。そのうち、米国、ロシア、中国、英国、フランスは、NPT 条項によれば公式の核保有国(NWS)であり、インド、パキスタン、イスラエルは、NPT 未調印国である。加えて、北朝鮮が 2003 年に NPT を離脱して以降、核実験を続けていることが特に懸念される。世界には 3 万発を超える核兵器があり、米国とロシアでその 90%以上を保有している。44 か国が、核分裂性物質と核兵器製造技術にアクセスできる。核不拡散と最終的な軍縮に向けて真の前進を実現させる強力な多国間システムが機能して初めて、持続可能な未来が可能となる。

72. 多国間国間安全保障システムの土台である NPT 体制へのコミットメントが衰えつつある。労働組合運動は、こうした状況に直面して深い憂慮を表明する。労働組合は、2005 年 8 月の「ミレニアムプラス 5」サミットに対する国連事務総長の勧告を支持してきた。同勧告は、各国政府に対し、「不拡散と軍縮の多国間枠組みをさらに強化し、またとりわけ：

- (i) 核分裂性物質カットオフ条約にかんする交渉を早期に締結することを決意し；
 - (ii) 核実験爆発のモラトリウムと包括的核実験禁止条約の発効という目的についての各国のコミットメントを再確認し；
 - (iii) 核兵器不拡散条約遵守検証の基準としてモデル追加議定書の採択を決意するために；
- 核兵器不拡散条約の全条文の完全遵守を誓約する」よう呼びかけていた。

この行動計画のアジェンダを前進させることは、絶対に逃してはならないチャンスである。われわれの集団的安全保障、われわれの共通の未来がそれにかかっている。労働組合は、世界を核兵器から解放し持続可能で永続する世界の平和と安全の基礎を作ることを目指した、国レベル、世界レベルでのあらゆる努力を支持する用意ができています。

以上